平成２４年（フ）第４７８号
高知県香美市土佐山田町2449番地33
債務者　杉本　智美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５６７号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目151番地７　メゾンドフルール301
債務者　新川巳和子（旧姓前村）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３９１号
東京都福生市北田園１丁目14番地２秋葉マンション201号室
債務者　池田　道男
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３９２号
東京都福生市北田園１丁目14番地２秋葉マンション201号室
債務者　池田　光江
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４３５号
東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目２番５号　アーバンハイツ201
債務者　川久保幸信
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３号
熊本県天草市南新町13番地20　山下アパート２号
債務者　橋口　　昇
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午前10時15分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第４号
熊本県天草市南新町13番地20　山下アパート２号
債務者　橋口美智子（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午前10時15分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第１１号
静岡県榛原郡川根本町地名185番地の５　若者定住促進住宅Ｃ101号室
債務者　植田　麻実
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第２１４１号
名古屋市中川区供米田２丁目707番地　コーポ錦205号
破産者　内田　　知
1　主文　当裁判所が平成24年11月22日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市中川区供米田707番地　コーポ錦205号」とあるのを「名古屋市中川区供米田２丁目707番地　コーポ錦205号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年１月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４７号
岐阜県羽島市福寿町本郷1702番地　ｗｅａｌｔｈｙ101号室
破産者　古賀デザインオフィスこと　古賀　哲
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８号
熊本県山鹿市山鹿1525番地
破産者　草葉　靖生
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
福岡県大牟田市沖田町324番地１
破産者　吉川　孝生
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２３０号
愛知県豊橋市東森岡１丁目７番地２　プレステージ天102号室、住民票上の住所愛知県豊橋市東森岡１丁目７番地２　102
破産者　早川　宗修
1　破産債権の届出期間　平成25年２月23日まで
2　一般調査期日　平成25年３月27日午前11時20分
平成25年１月23日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３７７号
札幌市西区二十四軒１条６丁目10番１号　24軒グローリーマンション105号
破産者　山根　俊一
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年３月25日午後３時30分
平成25年１月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４４号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号　大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　三東青果販売株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年４月11日午後４時
平成25年１月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９号
奈良県香芝市良福寺137番地の１　ライフインサンヨー良福寺405号
破産者　高野由美子
1　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
2　一般調査期日　平成25年４月15日午前10時
平成25年１月22日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１２２９号
京都市伏見区深草砂子谷町１番地22
破産者　佐々江電機こと　佐々江貞夫
1　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
2　一般調査期日　平成25年４月24日午前10時30分
平成25年１月23日
京都地方裁判所第５民事部破産係